

令和 6 年 1 2 月 2 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、「需給調整市場ガイドライン」の改定に関して、経済産業大臣に建議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 概要

需給調整市場は、一般送配電事業者が需給バランスの調整を行うために必要となる電源等を市場から広域的かつ効率的に調達するため、令和3年度から段階的に取引が開始され、令和6年4月からは全商品の取引が開始されました。

現在、需給調整市場については、多くの商品及びエリアにおいて、募集量未達の状況が継続しており、市場競争が十分に機能していないという課題が生じています。また、市場競争が十分に機能していないことにより、約定価格が高値で推移するなど、調達価格の高騰についても対応が必要となっています。

こうした課題について、現在、資源エネルギー庁の審議会（制度検討作業部会）や電力広域的運営推進機関の会議（需給調整市場検討小委員会）において、「募集量削減」及び「応札量増加」の両面から検討が進められています。

電力・ガス取引監視等委員会としても、制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合において、応札量の増加を促進するとともに事業者の適切な入札を促す観点から、入札価格の規律等について議論・検討を行ってきたところ、今般、第1回及び第3回制度設計・監視専門会合（令和6年9月、同年11月）において、需給調整市場ガイドラインの改定の方向性について整理を行いました。

上記の整理を踏まえ、本年11月29日に開催された第545回電力・ガス取引監視等委員会において、需給調整市場ガイドライン改定の建議について審議を行い、本日、別添のとおり、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、経済産業大臣に建議いたしました。

2. 添付資料

- ・ 「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について
- ・ 「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について（建議文）

※委員会資料はこちら

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/545_05_00.pdf

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 黒田

担当者：三浦、舩越、村上

電 話：03-3501-1585（直通）